

素案

米子市こども計画（仮称）

「よなごっこ未来計画」



～みんなでつくるこどもまんなか社会～

全体版

令和7年3月

米子市

目次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国や鳥取県のこども・若者施策に関する動向	2
3 計画の位置付け	5
4 計画の対象	6
5 計画の期間	6
6 計画の策定体制と策定経過	6
第2章 基本理念・基本方針	7
1 基本理念	7
2 基本方針	8
第3章 米子市のこども・若者や子育て家庭等を取り巻く状況	9
1 米子市のこども・若者や子育て家庭等を取り巻く状況	9
2 米子市が行ってきた取組	21
第4章 施策の推進	24
1 ライフステージを通じた取組	24
2 こどもへの支援	25
3 若者への支援	29
第5章 各種施策に係る量の見込み・確保方策	32
1 教育・保育提供区域の設定	32
2 幼児期の教育・保育	32
3 地域子ども・子育て支援事業	34
4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	42
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	43
第6章 母子保健施策の取組（第2期米子市母子保健計画 概要）	44
1 計画の概要	44
2 基本目標と基本施策	44
第7章 計画の推進	45
1 推進体制	45
2 進捗管理	45
3 こども・若者等への意見聴取	45
4 国・鳥取県との連携	45
5 こどもに関する各種施設の整備方針	46

「こども」の表記について

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、平仮名表記の「こども」が用いられています。

本計画においても、この考え方に沿って、法令に根拠がある語を用いる場合など、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が始まり、本市では、「安心して子どもを産み育てられ、子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、よなご」を基本理念とした「米子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々なこども・子育て支援施策を推進してきました。令和2年3月には「第2期米子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、第1期計画の基本理念を継承した上で、引き続き妊娠期から学齢期にわたり切れ目なく子育て世代を支援することを重点目標とし、重点目標の達成に向け、切れ目ない支援体制の構築・運用、発達支援体制の強化、公立保育所の統合・建て替えなど、こども・子育て支援施策のより一層の充実を図ってきたところです。

また、令和元年10月には「米子市子どもの貧困対策推進計画（ひまわりプラン）」を策定し、「教育の支援」、「生活の支援」、「居場所づくりの支援」、「保護者に対する支援」の4つの重点施策を設定し、地域における多様な関係者との連携を図りながら、こどもの貧困に対する支援を総合的に実施してきました。

本市は、平成30年4月にこども未来局を設置するとともに、「こども総合相談窓口」の運営を開始することで、総合的な子育て相談支援体制を構築し、妊娠期からの切れ目ない支援体制の強化を図ってきました。また、令和3年12月に「こども総本部」を設置し、教育・福祉・保健が一体となって、こどもに関する施策を一元的に推進しています。令和6年4月には、児童福祉法等の一部改正に伴い、「米子市こども家庭センター」を設置し、こどもが安心して健やかに成長できるよう、妊娠期から社会的自立までの切れ目のない支援の充実に取り組んでいます。

我が国の少子化は、予想を上回るペースで進行しており、本市においても同様に少子化が進んでいます。また、児童虐待・ヤングケアラー・不登校・孤立など、こども・若者を取り巻く状況は深刻化し、個々に応じたきめ細やかな支援が必要とされています。

このような中、国においては、こどもまんなか社会の実現に向け、令和5年4月にこども基本法を施行し、こども家庭庁が発足しました。また、国においては令和5年12月に「こども大綱」、鳥取県においては令和6年3月に「シン・子育て王国とっとり計画」を策定し、こども・若者の視点に立ち、こども・若者に関する取組・施策を総合的に推進しています。

未来を担うこども・若者が、権利の主体として尊重され、身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送り、心豊かにのびのびと過ごしながら、成長・自立するためには、行政や関係団体、地域住民が一丸となり、こどもをまんなかに据えた施策を推進することが重要です。

そこで、本市では、これまで取り組んできたこども・若者に関する施策を一体的・総合的により一層推進し、地域全体でこども・若者の成長・自立を支援することを目的として、米子市こども計画（仮称）を策定します。

2 国や鳥取県のこども・若者施策に関する動向

近年のこども・若者を取り巻く施策に関する動向は下記のとおりです。

【国】

令和4年6月	<u>児童福祉法等の一部改正（令和6年4月1日施行）</u> 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化のため、こども家庭センターの設置や児童発達支援センターの機能強化などに関する改正が行われた。
令和5年4月	<u>こども家庭庁発足</u> 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの視点に立って、こどもに関する取組・施策を一元的に推進することを目的として発足した。
令和5年4月	<u>こども基本法施行</u> ※理念等概要は下記のとおり
令和5年12月	<u>こども大綱閣議決定</u> ※理念等概要は下記のとおり
令和5年12月	<u>こども未来戦略閣議決定</u>
令和6年6月	<u>子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正（令和6年9月25日施行）</u> 法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれた。
令和6年6月	<u>子ども・子育て支援法等の一部改正（令和6年10月1日施行）</u> こども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実施するために、児童手当制度の拡充、こども誰でも通園制度の創設などの改正が行われた。

○こども基本法の概要○

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

「こども」の定義

- 心身の発達の過程にある者

基本理念

- 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

- こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

○こども大綱の概要○

こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化したものです。具体的な施策の取組は、「こどもまんなか実行計画」にて示されています。

こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」

- 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

基本的な方針

- こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
 - こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
 - こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
 - 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
 - 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）※の打破に取り組む。
- ※隘路（あいろ）…物事を進める上で妨げとなるもの
- 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

重要事項等

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ●ライフステージを通じた重要事項 | ●ライフステージ別の重要事項 |
| ●子育て当事者への支援に関する重要事項 | ●こども・若者の社会参画・意見反映 |
| ●こども施策の共通の基盤となる取組 | ●施策の推進体制等 |

【鳥取県】

平成22年の「子育て王国とっとり」建国以降、産後ケアの無償化や多子世帯の保育料軽減など、全国に先行して切れ目のない子育て支援施策を展開しています。令和5年7月からは、地域一体となってこどもや子育て中の方を応援する機運を醸成するため、「シン・子育て王国とっとり運動」として、とっとり子育てプレミアムパートナーの登録や子育て応援駐車場の設置促進などの取組を実施しています。また、令和6年3月に「シン・子育て王国とっとり計画」を策定し、出会い・結婚の応援や障がいのあるこどもへの切れ目のない支援など、これまで取り組んできた様々な施策をバージョンアップし、「シン・子育て王国とっとり」として実現していくこととしています。

○シン・子育て王国とっとり計画の概要○

策定の趣旨

鳥取県ならではのお互いの顔が見える関係の中で、地域全体で子育てを支え、全てのこどもが伸び伸びと育ち、子育て中の誰もが喜びを感じ、若者が将来に夢や希望が持てる全国一子育てしやすい鳥取県を「シン・子育て王国とっとり」として実現していく。

基本の方針

- 子ども・若者を権利の主体として認識し、まんやかに据えた施策の展開
- 良好な成育環境の実現、多様な価値観・考え方を前提とした施策の推進
- 政策決定過程への子ども・若者、子育て世帯の参画促進
- 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

子どものライフステージに応じた切れ目のない支援、子育て当事者への支援、特に支援が必要な子どもの健やかな生活への支援

3 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

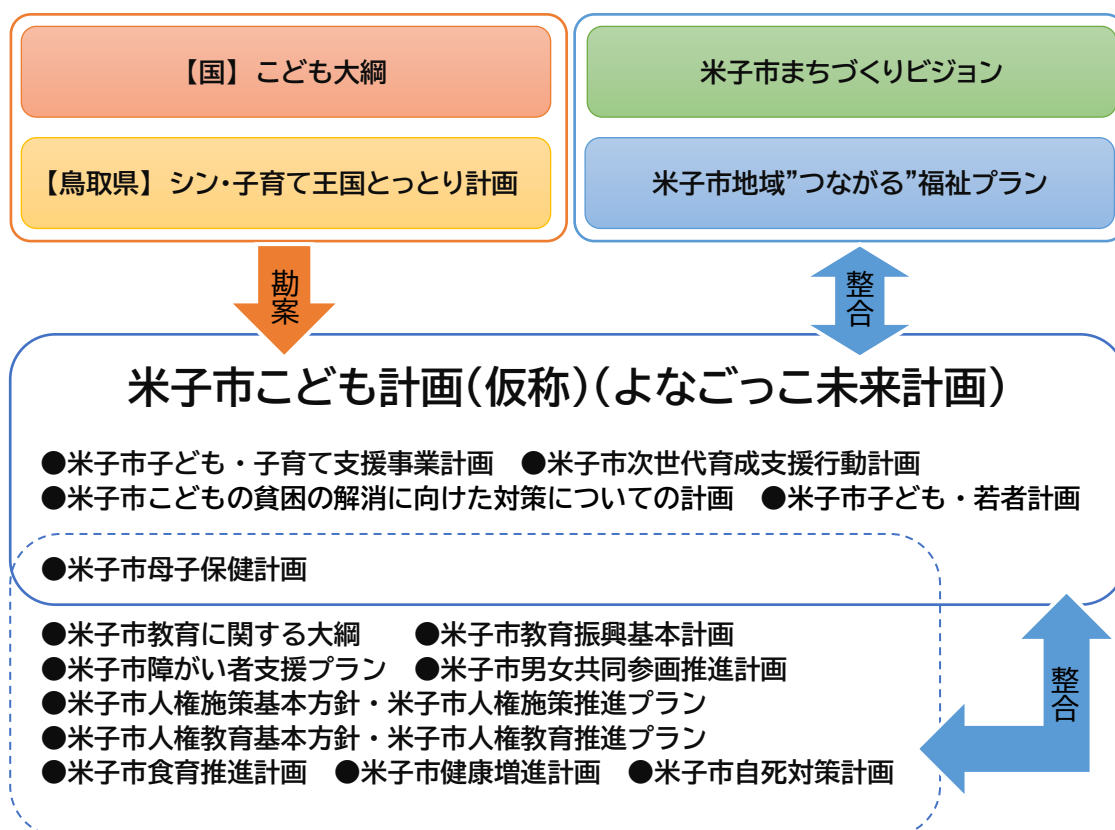
本計画は、法に定める次の計画を一体的に取りまとめた本市におけるこども・若者等に関する総合的な計画として位置付けます。

法令等	計画
こども基本法	市町村こども計画
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	市町村次世代育成支援行動計画
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画

(2) 関連計画との関係

この計画は、米子市の総合計画である「米子市まちづくりビジョン」や福祉計画の最上位計画である「米子市地域“つながる”福祉プラン」、「米子市教育に関する大綱」、「米子市教育振興基本計画」その他の関連計画と整合を図りながら作成しました。

図 関連計画等との関係



※米子市母子保健計画について

令和5年3月に策定した第2期米子市母子保健計画については、母子保健事業を実施するための目標設定及び課題の改善に向けた取組の方向性を、具体的にまとめた計画です。米子市母子保健計画については、引き続き個別の計画とし、母子保健事業を推進します。

本計画と相互に関連付け、適宜参照し合うことにより、こども計画を構成する一部として位置付けることとし、本計画の第6章に第2期米子市母子保健計画の概要を掲載します。

4 計画の対象

子ども、若者、妊産婦、子育て当事者と、これらを支える全ての事業者・関係団体・地域住民を対象とします。

なお、子ども・若者は、0歳からおおむね30歳まで（施策によってはおおむね40歳まで）をいいます。

本計画においては、分かりやすさの観点から、「子ども」はおおむね18歳まで、「若者」はおおむね中学生年代から30歳まで（施策によってはおおむね40歳まで）とします。両者を合わせて表現する場合は、「子ども・若者」とします。また、「子ども」と「若者」は一部重複します。

図 「子ども」と「若者」の関係

	0歳	…	12歳	15歳	18歳	…	30歳	…
こども								
若者								

5 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

6 計画の策定体制と策定経過

(1) ニーズ調査・意見聴取の実施

本計画を策定するに当たり、子どもや子育て当事者等の意見やニーズを反映した計画とするため、下記のとおり調査・意見聴取を実施しました。また、各種施策や支援の実施の中で、利用者等に実施したアンケート調査等についても、計画策定の参考としました。

- 米子市就学前児童育児手当受給者を対象としたアンケート調査
- 未就学児の保護者を対象としたアンケート調査
- 子どもへの支援に携わる各事業者及びその利用者を対象としたヒアリング調査
- 子どもを対象としたアンケート調査
- 児童扶養手当受給者を対象としたアンケート調査
- 子どもの生活状況実態調査【鳥取県が実施した調査を基に、市で独自集計】

(2) 審議会での審議

本計画の策定に当たっては、保護者代表、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者、関係行政機関の職員で構成する「米子市子ども・子育て会議」において、計画の内容等について審議を行いました。また、「米子市社会福祉審議会」においても、計画の内容について審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を市役所等の窓口及びホームページで公表し、広く市民の方々から意見を聴取するパブリックコメントを実施し、計画策定に反映しました。

第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念

こどもを生み育てることに希望が持て、こども・若者が心豊かにのびのびと成長・自立できるまち、よなご

こども・若者は、一人一人が無限の可能性を持った、未来を担うかけがえのない存在です。全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」を実現するためには、こども・若者の個性や多様性を尊重し、こども・若者の心豊かな成長や自立に向けた夢や希望の実現や、子育てを社会全体で後押しをすることが重要です。

本市は、豊かな自然環境に恵まれ、交通・医療などの生活環境が充実し、また、都市機能がコンパクトにまとまっているため、こども・若者や子育て当事者が暮らしやすいまちです。

本市では、これまで、米子市子ども・子育て支援事業計画に基づき、「安心して子どもを生み育てられ、子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、よなご」という基本理念の下、こども・子育て支援施策を推進してきました。

こども基本法において、「こども」とは、年齢により必要な支援が途切れることのないよう、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。この考え方は、これまで本市が子育て支援施策において重点的に取り組んできた、「妊娠期から学齢期にわたる切れ目のない支援」に通ずるものであり、学齢期以降も含め、今後も切れ目のない支援を更に推進していく必要性がますます高まっています。

そのため、米子市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承しつつ、子育て当事者が希望を持って子育てを行うことができ、全てのこども・若者が、権利の主体として尊重され、必要なときに必要な支援を受け、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送り、心豊かにのびのびと成長・自立できることをめざし、本計画の基本理念を「こどもを生み育てることに希望が持て、こども・若者が心豊かにのびのびと成長・自立できるまち、よなご」とします。この基本理念の下、本市における「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもに関する施策を総合的に推進します。

2 基本方針

本計画の基本理念の実現に向けて、以下の基本方針に基づき、各種施策を推進します。

基本方針1 切れ目なく子ども・若者の成長・自立を支える

- 子ども・若者が権利の主体として尊重され、また、自らの意見を表明できる機会の確保に取り組めます。
- 個々の状況やライフステージに応じた必要な支援が、年齢などで途切れることのないよう、地域全体で力を合わせて、子ども・若者の成長・自立を支えます。

基本方針2 子育て当事者が希望を持って子どもを生み、育てられる環境を整備する

- 子育て当事者が安心して出産・子育てに向き合い、希望や喜びを感じることができるよう、子育て環境を整えます。
- 保護者が第一義的責任を有するという基本認識の下、子どもを取り巻く各主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に協力して子育て当事者を支えます。

基本方針3 様々な環境にある子ども・若者やその家族に対する支援の充実を図る

- 様々な環境にある子ども・若者、その家族を誰一人として取り残すことなく、一人一人が幸せを感じながら生活・成長できるよう、きめ細やかな支援の充実を図ります。

第3章 米子市のこども・若者や子育て家庭等を取り巻く状況

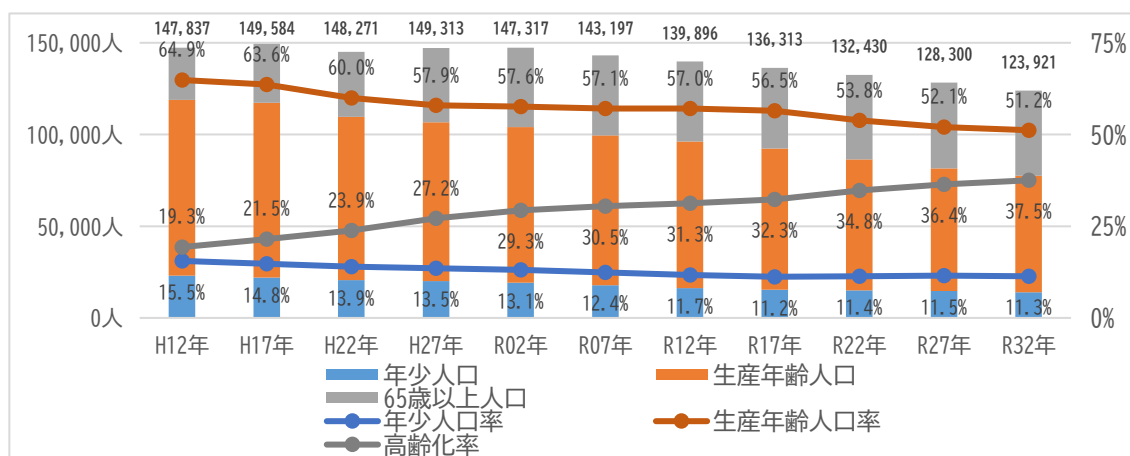
1 米子市のこども・若者や子育て家庭等を取り巻く状況

(1) 統計データからみる米子市の現状

ア 米子市の人口について

- 今後減少が続き、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）が上昇を続ける一方で、生産年齢人口及び年少人口の割合は低下を続けていくことが予想されています。

■ 米子市の将来人口推計

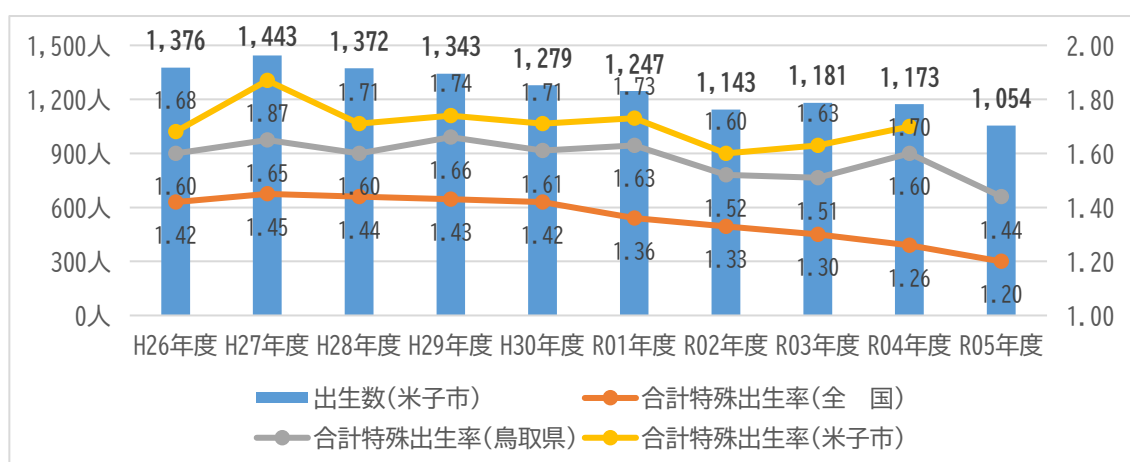


出典：日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）

イ 出生の状況

- 出生数は、年による変動があるものの、平成27年度以降、減少傾向にあり、令和5年度は近年で最も出生数が少ない年でした。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、出生数が大きく減少し、翌年の令和3年度は前年度比で微増となりました。
- 合計特殊出生率は、全国平均や鳥取県平均より高い値で推移しています。

■ 出生数及び合計特殊出生率の推移



出典：住民基本台帳【出生数】

出典：厚生労働省、鳥取県福祉保健課「人口動態統計」【合計特殊出生率】

ウ こどもの特性に応じた支援の必要性

- 5歳児よなごっこ健診で「支援の必要性がある」（二次健診）に該当するこどもは、返送者全体の20%台で推移しています。

■「5歳児よなごっこ健診」アンケート結果の推移

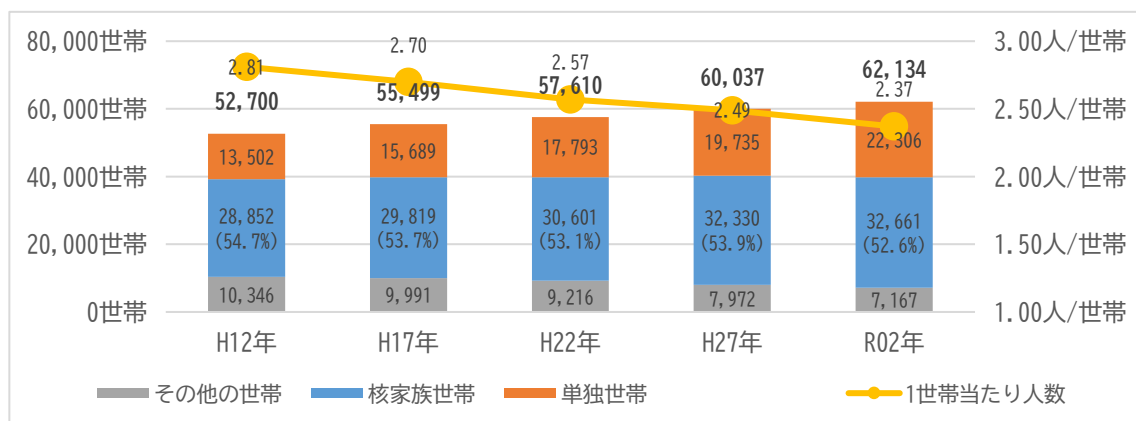
年度		R01	R02	R03	R04	R05
対象児童数[人]		1,315	1,359	1,300	1,324	1,253
一次健診	返送数[人]	1,201	1,265	1,221	1,216	1,166
	返送率	91.3%	93.1%	93.9%	91.8%	93.1%
二次健診	該当数[人]	269	295	260	258	300
	該当率	22.4%	23.3%	21.3%	21.2%	25.7%

出典：米子市集計

エ 世帯の状況

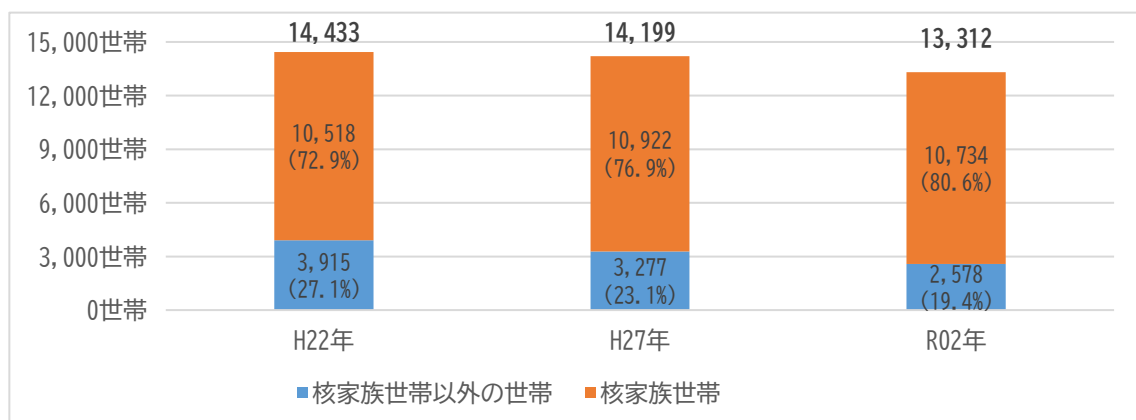
- 世帯数（総数）は増加傾向にあり、特に単独世帯の数が増加しています。核家族世帯の数も増加しており、1世帯あたりの人員は減少しています。
- こどものいる世帯数は減少傾向です。18歳未満のこどものいる世帯のうち、約8割が核家族世帯です。

■世帯総数、核家族世帯数及び一世帯あたりの人員の推移



出典：国勢調査

■18歳未満のこどものいる世帯の推移

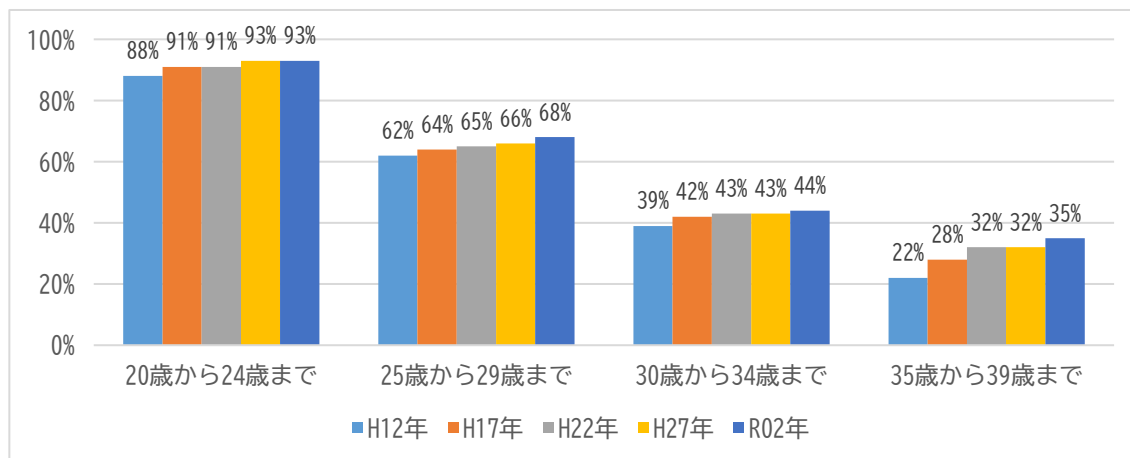


出典：国勢調査

オ 若者の価値観の多様化

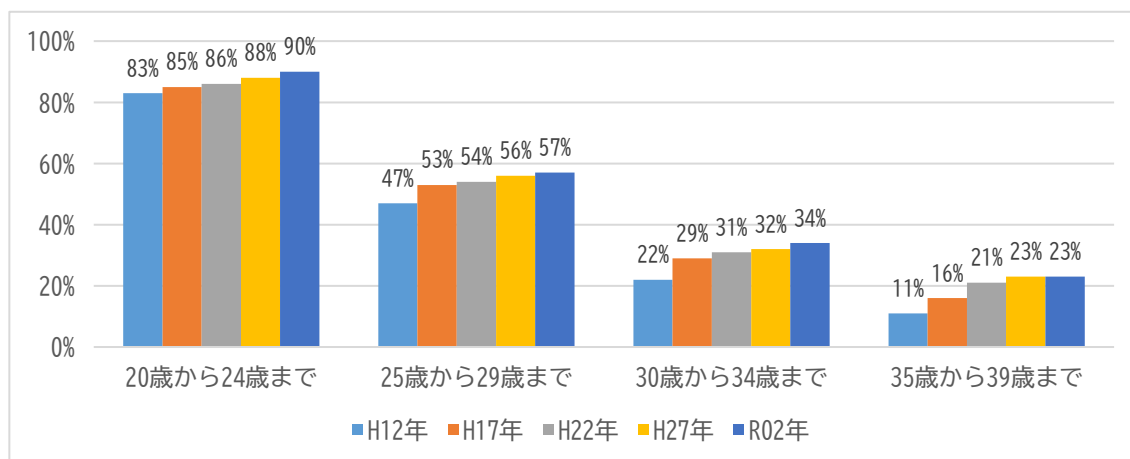
●未婚率は、男女ともに、全ての年齢層において、上昇傾向です。

■男性の未婚率



出典：国勢調査

■女性の未婚率

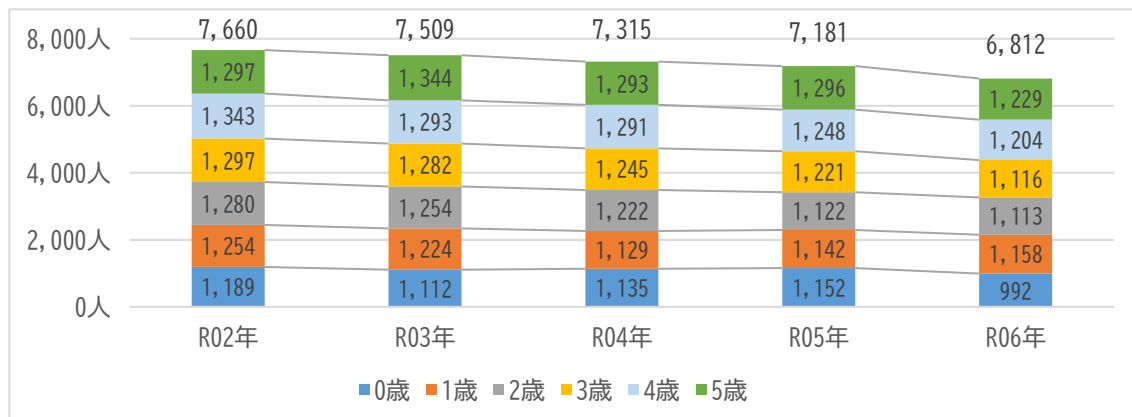


出典：国勢調査

カ こども・若者の人口の推移

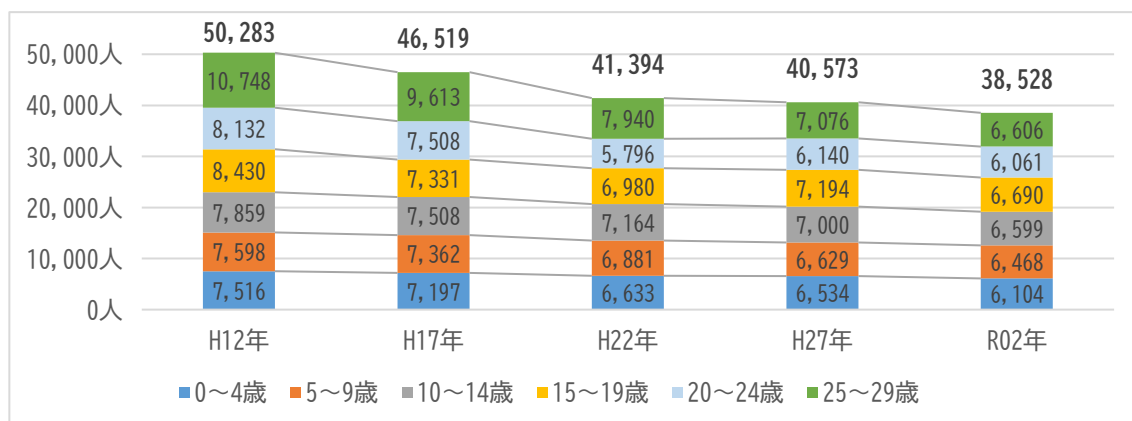
- 就学前（0歳から5歳まで）の人口は、全ての年齢において、おおむね減少傾向です。
- 29歳までのこども・若者の人口は、平成27年度にかけての15～19歳・20～24歳の区分で増加した事例を除き、各年度の全ての区分で減少傾向です。

■年齢別就学前人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■こども・若者人口の推移

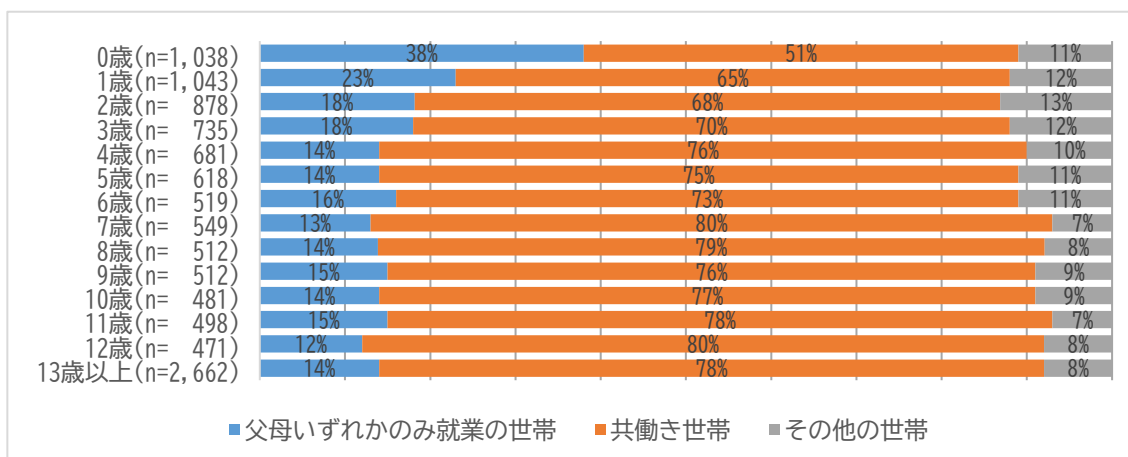


出典：国勢調査

キ 就労状況等

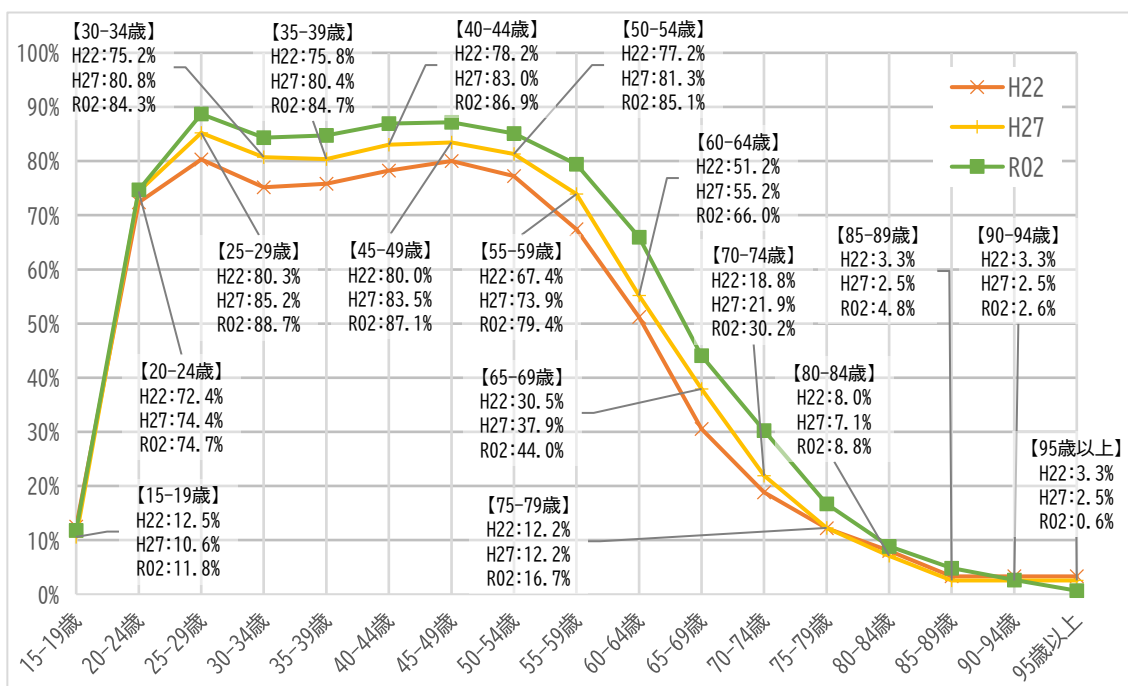
- こどもがいる世帯では、共働き世帯の割合が高くなっています。最年少のこどもが1歳・2歳の世帯では、共働き世帯の割合が6割を超え、3歳以上の世帯では7割を超えています。
- 女性の労働力率は、25～29歳をピークとし、30～34歳で低下し、その後上昇に転じるM字曲線を描いています。ただし、25歳以上の就業率は全体的に増加傾向で、M字曲線が弱まる傾向にあります。

■最年少のこどもの年齢別父母のいずれかのみ就業世帯・共働き世帯の割合



出典：国勢調査

■女性の労働力率

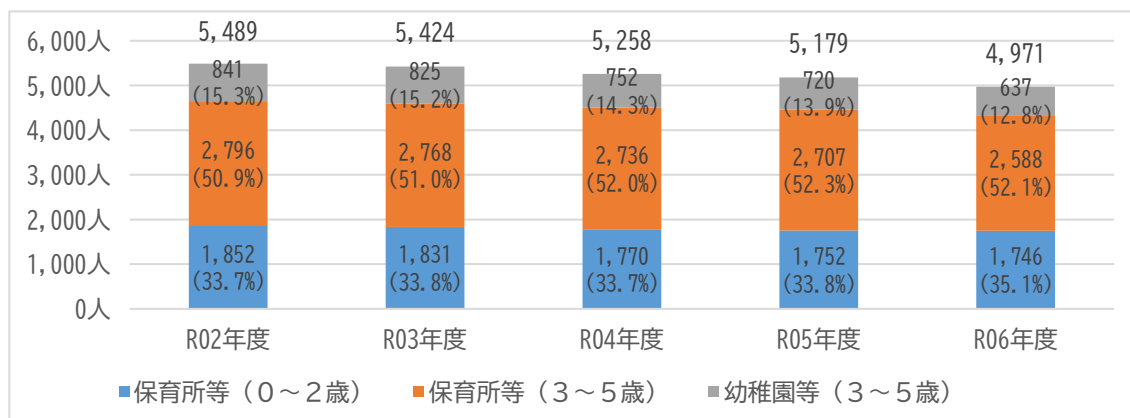


出典：国勢調査

ク 幼稚園・保育所等の利用状況

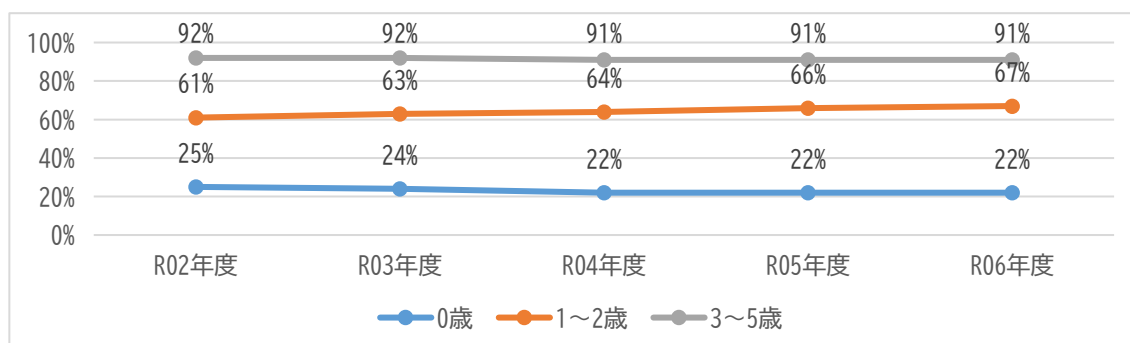
- 幼稚園や保育所などの就学前教育・保育施設を利用しているこどもの数は、減少傾向です。
なお、利用先の施設としては、保育所等（認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業）の割合が増加傾向です。
- 幼稚園や保育所などの就園率は、1～2歳でわずかに上昇傾向であり、その他はほぼ横ばいで推移しています。
- 待機児童の数は、令和3年度以降は0であり、待機児童が発生していません。

■年齢区分別・施設種類別入所児童数の推移



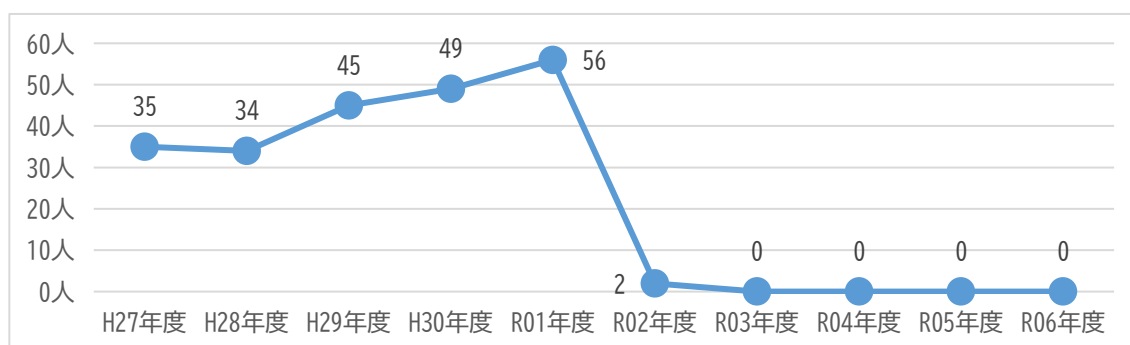
出典：米子市集計

■幼稚園・保育所等の就園率



出典：米子市集計

■保育所等の待機児童数



出典：米子市集計
(各年度10月1日時点、4月1日時点は全て0人)

ケ 不登校児童生徒数の推移

- 不登校の児童生徒数は、中学校において一時的に減少に転じた年度がありつつも、小学校も含めおおむね増加傾向です。

■不登校児童生徒数の推移

年度	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
小学校[人]	46	62	83	99	106	117	171
中学校[人]	71	95	126	92	118	181	238
合 計[人]	117	157	209	191	224	298	409

出典：米子市集計

コ 児童虐待等相談対応件数の推移

- 児童虐待等相談対応の件数は、年度により変動が大きいものの、おおむね増加傾向です。

■児童虐待等相談対応件数の推移

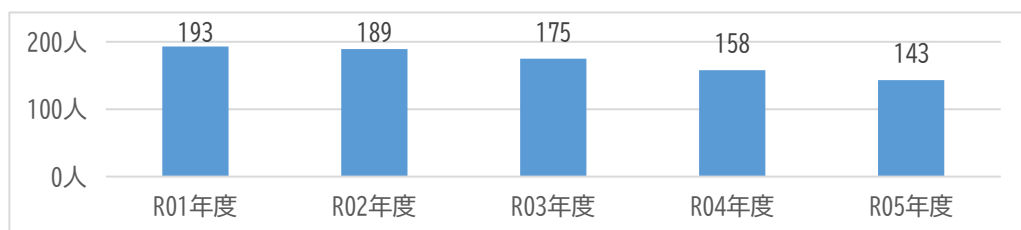
年度	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
件数	318	498	398	448	443	522	538

出典：米子市集計

サ 生活保護世帯のこどもの数の推移

- 生活保護受給世帯の18歳以下のこどもの数は、令和元年度以降、減少傾向です。

■生活保護受給世帯のこどもの数の推移



出典：米子市集計

シ 生活保護世帯のこどもの中学校卒業後の進路の推移

- 生活保護世帯のこどもの中学校卒業後の進路は、令和3年度以降、高等学校等進学率が100%で推移しています。

■生活保護世帯における中学校卒業後の進路の推移

年度	R01	R02	R03	R04	R05
中学校卒業数[人]	10	14	12	6	11
うち進学[人]	8	12	12	6	11
うち就職[人]	2	2	0	0	0
その他[人]	0	0	0	0	0

出典：米子市集計

ス 生活保護世帯のこどもの高等学校等卒業後の進路の推移

- 生活保護世帯のこどもの高等学校等卒業後の進路は、年度により変動がありますが、近年、進学率が低下し、就職率が上昇する傾向です。
- 高等学校等を中退するこどもの割合（中退率）は、年度により変動がありますが、おおむね5%前後で推移しています。

■生活保護世帯における高等学校等卒業後の進路の推移

年度	R01	R02	R03	R04	R05
高等学校等卒業数〔人〕	3	9	11	8	2
うち進学〔人〕	2	6	5	3	0
うち就職〔人〕	1	2	6	5	0
その他〔人〕	0	1	0	0	2

出典：米子市集計

(2) ニーズ調査や意見聴取の調査結果

本計画策定に当たり、子育て等に関するニーズや当事者の意見を把握するため、各種調査を実施しました。調査結果の概要は以下のとおりです。

ア 子育て世代を対象としたアンケート

(ア) 米子市就学前児童育児手当受給者を対象としたアンケート調査

対象者	米子市就学前育児手当受給者のうち、平成29年4月2日から令和5年8月31日までに生まれたこどもの保護者 配布数7,585人
実施期間	令和5年10月11日から令和6年3月25日まで
回答数	1,747件（回答率23.0%）
主な調査結果	<u>物価高騰による影響（複数回答可）</u> 物価高により負担に感じていることについては、①ガソリン代、②食料品代（おやつ、粉ミルク）、③光熱費、電気、ガスが上位回答でした。 <u>就学前児童育児手当（3万円）の使う予定について（複数回答可）</u> 就学前育児手当の使い道については、①日用品、衣類、②食料品、③貯金が上位回答でした。 <u>充実してほしい子育て支援策（3つまで回答）</u> 充実してほしい子育て支援策については、①保育料・副食費等の減額、②学校給食費の減額、③なかよし学級、放課後児童クラブ等の放課後支援が上位回答であり、経済的支援や小学校就学後の放課後の過ごし方に関するニーズが高いことが分かりました。

(イ) 病児保育事業、一時預かり事業及び子育て支援センターの量の見込みの算出の基礎資料を得るためのアンケート調査

対象者	住民基本台帳から無作為抽出した平成30年4月2日から令和6年4月2日までに生まれたこどもの保護者 1,000人
実施期間	令和6年6月17日から令和6年7月16日まで
回答数	515件（51.5%）

主な 調査結果	<u>保護者の現在の就労状況</u> フルタイム就労、就労日数は週5日、一日当たりの平均的な就労時間は8時間が上位回答でした。
	<u>定期的な教育・保育の利用状況</u> 現在の利用状況は、「利用している」が83.3%、「利用していないが、将来的に利用する予定」が15.5%であり、98.8%の方が現在又は将来的に定期的な教育・保育を利用する希望があることが分かりました。 現在利用していない方のうち、いつから入園・入所を希望するか、については、「1歳6か月まで」(43.2%)、「3歳以上」(21.6%)が上位回答でした。
	<u>病気の際の対応</u> この1年間の病児・病後児保育の利用の有無については、「利用した」が12.1%、「利用していない」が87.9%でした。また、病児・病後児保育が利用できなかった経験の有無については、11.7%が「利用できなかったことがある」と回答しました。 登園できない場合の希望する対応方法については、回答が多かった順に、「できれば仕事を休んで、お子さんをみたい」(60.9%)、「普段家庭にいる保護者が、お子さんをみる」(15.8%)、「できれば病児・病後児保育を利用したい」(14.0%)でした。
	<u>一時預かり等（ファミリー・サポート・センター事業及びベビーシッターを含む。） 不定期の保育等</u> これまでの利用状況の有無については、「利用した」(7.6%)、「利用していない」(92.4%)でした。今後の利用意向の有無については、「利用を希望する」(37.1%)、「利用を希望しない」(62.9%)でした。
	<u>地域子育て支援センターの今後の利用意向</u> 今後の利用意向の有無については、「利用を希望する」(47.4%)、「利用を希望しない」(52.6%)でした。

(ウ) 放課後児童健全育成事業の量の見込みの算出の基礎資料を得るためのアンケート調査

対象者	米子市内の教育・保育施設に通う年長児の保護者 1,250人
実施期間	令和6年6月11日から令和6年7月12日まで
回答数	607件（回答率48.6%）
主な 調査結果	<u>保護者の現在の就労状況</u> フルタイム就労、就労日数は週5日、一日当たりの平均的な就労時間は8時間が上位回答でした。 <u>こどもの就学後の平日の放課後の過ごさせたい場所</u>

	低学年（１～３年）は「放課後児童クラブ」（７３．５％）、「自宅」（６７．２％）、習い事（５４．６％）が上位回答でした。 高学年（４～６年）は「自宅」（８９．２％）、「習い事」（６５．４％）、「放課後児童クラブ」（４０．４％）が上位回答でした。 放課後の居場所として、放課後児童クラブのニーズが高いことが分かりました。 <u>放課後児童クラブを何年生まで利用したいか</u> 「３年生まで」（３５．３％）、「６年生まで」（２７．５％）が上位回答であり、一定の学年までは放課後児童クラブを利用したいと考えている方が多いことがうかがえます。 <u>放課後児童クラブを選ぶときに最も重視したいこと</u> 「クラブが学校に近いこと」（２７．３％）、「利用料金の安さ」（２４．６％）が上位回答でした。
--	--

イ こどもへの支援に携わる各事業者及びその利用者を対象としたヒアリング調査

対象施設等	子育て支援センター、産後ケア施設、児童発達支援センター、放課後等デイサービス、児童館、学習支援事業、放課後子ども教室、子ども食堂、米子市児童文化センター、子ども会
実施期間	令和６年８月から令和６年９月まで
主な調査結果	<u>利用者の課題として感じていることについて</u> 様々な課題がありましたが、特に、子育てに悩みやしんどさを抱えている家庭が多いこと、子育てに関し、周囲に頼る人がいない家庭があること、障がいや発達、貧困世帯、ひとり親世帯等、支援の必要なこどもや家庭が増えていること、支援を必要としているが、困り感の表出が少ない、といったことが、主に出た意見として挙げられます。 <u>利用者に対し、あると良いと考える支援について</u> 主な意見としては、必要なサービスにつなげたり、産後の支援を充実させたり、などの子育て支援の充実、子育て世帯が地域から孤立することを防ぐための取組や、保護者が気軽に相談できる環境づくり、保護者をサポートするための支援などでした。 <u>活動をする中で困っていること</u> 人材不足や利用しやすい環境づくり、老朽化や遊び場不足のハード面に関すること、参加者の固定化、運営費に関することなどが挙げられます。

ウ 児童扶養手当受給世帯を対象としたアンケート調査

対象者	令和６年度児童扶養手当受給世帯の保護者 ９８名
実施期間	令和６年８月２８日から令和６年８月３０日まで

回答数	98名（回答率100%）
主な調査結果	<u>生活費の管理について</u> 負担が大きいと感じる費用は食費であり、続いて光熱水費、家賃でした。 <u>仕事と育児の両立について</u> 勤務時間が一番困難な理由となっており、気軽に相談できる場所があれば助かるといった回答が一番多い回答でした。 <u>こどもの教育・保育について</u> 「学費」が不安といった回答が一番多くあり、どのような支援が必要だと感じるかについては、金銭面や気軽に相談できる場所、学校の先生の理解、こどもの居場所などの意見がありました。 <u>メンタルヘルスとサポートについて</u> 「リラクゼーション」があればよいといった回答が一番多い回答でした。 <u>困り事や要望について</u> 物価や光熱費が高い、手当の幅を広げてほしい、不登校のこどもの居場所などの意見がありました。

エ こどもの生活状況実態調査結果

（鳥取県が実施した調査を基に、米子市で独自集計）

対象者	米子市内に所在する小学校・中学校に在籍する小学校5年生1,278名・中学校2年生1,315名の児童・生徒及びその保護者
実施期間	令和6年2月7日から令和6年3月4日まで
回答数	小学校5年生463名（回答率36.2%）、中学校2年生472名（回答率35.9%） ※保護者票の回答数は、小学生・中学生の回答数と同じ
主な調査結果	<u>【保護者回答】</u> <u>親の婚姻状況について</u> ふたり親世帯は、小学校5年生の世帯では90.1%、中学校2年生の世帯では89.6%でした。また、ひとり親世帯は、小学校5年生の世帯では7.1%、中学校2年生の世帯では7.8%であり、ひとり親世帯の内訳は母子世帯の割合が多いです。 <u>想定しているこどもの最終学歴について</u> 小学校5年生と中学校2年生の世帯のうち、「大学またはそれ以上」との回答が46.5%と最も高く、次いで「まだ分からない」（23.7%）、「短期大学・5年制の高等専門学校・専門学校まで」（16.9%）の順になっています。 <u>頼れる人について</u> 子育てに関する相談について、小学校5年生と中学校2年生の世帯のうち、「頼れる人がいる」との回答が94.5%、「いない」との回答が2.4%、重要な事柄の相談については「頼れる人がいる」と回

答したのが92.6%、「いない」と回答したのが3.3%でした。子育てに関する相談について、頼れる人がいると回答した人のうち、「家族・親族」が92.9%、友人・知人が64.0%となっていますが、相談・支援機関や福祉の人は5.3%でした。

【小学校5年生・中学校2年生回答】

学校以外の学習状況について

小学校5年生の回答は、多い順に、「自分で勉強する」(75.2%)、「家族に教えてもらう」(53.6%)、「塾で勉強する」(26.3%)、「友達と勉強する」(22.5%)などの順になっています。

中学校2年生の回答は、多い順に、「自分で勉強する」(78.2%)、「塾で勉強する」(53.8%)、「友達と勉強する」(31.4%)、「家族に教えてもらう」(24.2%)、などの順になっており、中学生になると塾で勉強する割合が高くなっています。

困ったことや悩みごとがあるときに相談できる人

相談できる人の割合は、「親」や「学校の友達」の割合が多くなっています。一方で、「だれにも相談できない・相談したくない」の割合が、小学校5年生が4.8%、中学校2年生が7.4%となっています。

勉強を無料でみてくれる場所について

小学校5年生は、「利用したことがある」(4.1%)、「あれば利用したいと思う」(24.2%)、「今後も利用したいと思わない」(28.9%)という回答でした。中学校2年生は、「利用したことがある」(7.4%)、「あれば利用したいと思う」(31.4%)、「今後も利用したいと思わない」(24.6%)という回答でした。

(3) 調査結果等からみたこども・若者・子育て当事者から求められているもの

相談支援体制の充実

こども・若者・子育て当事者が地域から孤立することなく、困ったときにいつでも気軽に相談でき、必要な支援・サービスにつながることでできる相談支援体制の充実が求められています。

こどもの居場所の充実

こどもが放課後や休日に自宅以外で過ごす場所、こどもが遊ぶことができる場所に関するニーズが高く、こどもの居場所の充実が求められています。

子育て支援サービスの充実

一時預かり事業や産後ケア事業など、子育て支援サービスがいつでも利用したいときに気軽に利用できる体制が求められています。

地域全体でこども・若者を支える取組

地域全体が一丸となり、こども・若者の成長を支える取組の充実が求められています。

全てのこどもたちが健やかに成長できるための支援

障がいのあるこども、貧困世帯、ひとり親世帯など、支援を必要とするこども・若者やその家族も含め、全てのこども・若者が必要なときに必要な支援が受けられる体制が求められています。

2 米子市が行ってきた取組

(1) 各種計画に基づく取組のふりかえり

ア 第2期米子市子ども・子育て支援事業計画の実施状況

○概要

米子市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、年度ごとの量の見込みに対する確保方策を定めた計画であり、第1期計画は平成27年度から令和元年度まで、第2期計画は令和2年度から令和6年度までを計画期間としています。

第2期計画に基づき、保育施設等の整備による待機児童の解消、地域子ども・子育て支援事業においてニーズに対応できる受け皿の整備、切れ目ない支援体制の構築や公立保育所の統合・建て替え等の推進に取り組みました。

また、令和4年度には、新型コロナウイルス感染症の流行が各事業に影響を及ぼすなか、平常時と利用状況が大きく変わらず、かつ、計画数値との乖離が見られた放課後児童健全育成事業の量の見込みについてニーズ調査を実施し、その結果を踏まえ、計画の中間見直しを行いました。

○取組・成果

(ア) 幼児期の教育・保育の量について

全ての幼稚園が新制度に移行し、各施設が実利用者数を踏まえた利用定員を設定したことが影響し、1号認定の実績は減少しました。また、既存の保育所の認定こども園移行や、園舎の改築に伴う定員増などによる、2号認定・3号認定の保育の受け皿の拡大に努めました。その結果、令和3年度以降待機児童が発生していない状態で推移しています。一方、利用したい方は利用できる状況にはありますが、入所児童数の減少や、保育人材不足などの理由により、利用定員を減らす施設も一定数ありました。

出生数や保育需要の動向、各施設の状況を注視しながら、適切な受け皿の確保及び保育士確保に取り組んでいく必要があります。

(イ) 地域子ども・子育て支援事業について

各事業において、ニーズに対応できるよう受け皿の整備に努めました。新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者側の利用控えや施設側の利用制限が行われたことなどから、実績や傾向が本来の需要に伴うものかどうかの判断が難しいものがありました。計画値を上回る受け皿の確保を図ることができた事業もありますが、希望する方全てが利用できなかった年度・事業もあることから、今後もより一層ニーズに応じた受け皿の整備を図っていく必要があります。

イ 米子市子どもの貧困対策推進計画（ひまわりプラン）の実施状況

○概要

米子市子どもの貧困対策推進計画（ひまわりプラン）は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の地方公共団体の責務を具体化し、こどもの貧困対策を推進するために定めた計画です。令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間とし、令和6年度については、本計画への一体化を見通し、暫定的に計画期間を延長しました。

○取組・成果

「教育の支援」、「生活の支援」、「居場所づくりの支援」、「保護者に対する支援」の4つを重点施策として、学習支援事業（こども☆みらい塾）や子ども食堂への支援の充実などの各種施策に取り組みました。また、スクールソーシャルワーカーを増員し、児童生徒の相談・支援体制を強化しました。庁内の関係各課だけではなく、地域の関係者との連携を図りながら対策を推進し、一定の成果が得られました。

ウ 第2期米子市母子保健計画の実施状況

○概要

第2期米子市母子保健計画は、国の「健やか親子21（第2次）」に示されている課題や米子市の実施している母子保健法に基づく事業などを整理し、妊娠期から乳児期を通じた保護者及び乳幼児の健康の保持増進に向けた妊娠期からの切れ目ない支援体制の充実をめざし、令和5年3月に策定しました。令和5年度から令和11年度までを計画期間とし、「すべての妊産婦が必要な支援を受け、安心、安全な出産・育児ができる」、「困ったときに適切な支援を受け、安心して育児できるとともに、すべての子どもが健やかに育つことができる」の2つを基本目標として掲げています。

○取組・成果

令和6年度までの間、妊娠期における子育てサポートプランの作成や、マタニティー相談の実施、子育て期における赤ちゃん訪問やベビー相談の実施、産後ケア事業の充実、また、特に支援を必要とする家庭に対しての養育支援訪問事業等の実施、その他5歳児よなごっこ健診や、発達相談ホットラインの設置など、子育て支援に関わる施策の充実を図ってきました。

(2) 重点的・先進的に取り組んできたもの

●5歳児よなごっこ健診の実施

発達、情緒、社会性、集団行動の場面等で課題のあるこどもを早期に発見し、保護者が特性に気づき、こどもへの適切な対応や就学に向けての準備につなげることを目的として実施しています。

●就学前の学校体験の場としてのオープンスクールを小学校全23校で一斉実施

小学校に就学するこどもが、就学予定の小学校を見学・体験することで、小学校生活への期待を膨らませたり、不安を軽減したりするとともに、こども同士、保護者同士、こどもと先生、保護者と先生がつながるきっかけとすることを目的として、オープンスクールを米子市内全23小学校で一斉開催しています。

●1年生アドバイザー活用事業の実施

1年生アドバイザーが保育施設等及び小学校を訪問し、就学前から就学後も切れ目なく適切な支援を行い、小学校生活への不適応（小1プロブレム）の解決を図れるよう、就学に係る助言や小学校1年生の学級経営への助言やサポートを行っています。

●学校や保育施設等での医療的ケア児の受入れ

医療的ケアが日常的に必要なこどもについて、教育・福祉の担当者が一体となって、就園、就学に対する不安解消、学校・保育施設等への支援体制の整備を進め、関係機関と連携しながら、学校や保育施設等での受入れを行っています。

●スクールソーシャルワーカーの配置

児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、支援を要する児童についての関係機関との連携推進、校内支援体制の充実、児童生徒・教職員・保護者に対する相談活動の実施、学校における全ての児童生徒を対象にした支援体制の強化を図っています。

●こども☆みらい塾の実施

ひとり親家庭や生活保護受給世帯のこどもに対する学習支援事業として、「こども☆みらい塾」を実施しています。利用希望のあった親子との面談等により、こどもの特性や家庭環境を把握し、一人一人のこどもに合った学習の機会を提供しています。また、必要に応じて関係機関等と学習状況や面談等で得た情報等の共有を図り、個々の現状に応じたきめ細やかな支援を行っています。

第4章 施策の推進

第2章に記載した3つの基本方針に基づき、次の9つの施策を重点施策として取り組みます。

1 ライフステージを通じた取組

重点施策1 こども・若者への切れ目のない支援	
これまでの取組	【教育・福祉の垣根を越えた一体的で切れ目のない支援体制の強化】 こども総本部と教育委員会事務局及び関係部局の連携による支援 【相談支援体制の充実】 こども総合相談窓口（米子市こども家庭センター）での相談支援、総合相談支援センター「えしこに」での相談支援 【こども・若者が権利の主体であるための取組の推進】 こども・若者の権利の普及啓発・人権教育
主な課題	●こども・若者が抱える困難や課題の複合的な要因への支援の必要性 ●こども・若者自身が意見を表明できる機会を積極的に設け、意見をいかす取組の必要性
目標	全てのこども・若者の幸せを支えます。
取組方針	●こども総合相談窓口（米子市こども家庭センター）を中心に、各相談窓口が連携して、こども・若者や子育て当事者等へ寄り添った相談支援を行います。また、こどもから若者、おとなへと成長していく過程で必要な支援が途切れることのないよう、各相談窓口が連携し支援します。 ●こども・若者自身が直接意見を表明できる機会を創出し、こども・若者の意見を聴くとともに、施策に反映していきます。
主な取組	●こども総合相談窓口（米子市こども家庭センター）と総合相談支援センター「えしこに」を中心に、各相談窓口との連携による包括的な相談支援体制の更なる充実 ●こども・若者の思いや意見を聴き、いかすための取組 ●こども・若者も分かりやすいホームページ等の作成による情報発信 ●こども・若者の権利の普及啓発・人権教育の推進

2 こどもへの支援

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

重点施策2 妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健施策の充実

これまでの取組	【妊 娠 期】母子手帳の交付、妊婦健康診査の実施、安心マタニティサポート事業など 【出 産 ～ 乳 児 期】乳幼児健康診査、産後ケア事業、産後健康診査事業、産後ヘルプサービス事業、マタニティー＆ベビー相談、赤ちゃん訪問事業、養育支援訪問事業など 【幼 児 期】乳幼児歯科衛生事業、のびのび親子教室の実施、離乳食講習会、子育て支援センターでの栄養相談・子育て相談、赤ちゃんすくすく相談など 【発達支援体制の強化】5歳児よなごっこ健診の実施、巡回相談 【各 種 助 成 等】不妊治療等の検査・治療にかかる費用に係る助成など
---------	--

主な課題	●核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化、生活スタイルの多様化など、家庭環境や子育て環境の変化による困りごとや悩みを抱える保護者への支援の必要性
------	--

目標	妊産婦が必要な支援を受けられるようにし、乳幼児の健康と安全を守ります。
取組方針	●子育ての負担軽減や育児不安の解消などに向けた施策の充実を図り、家庭や地域における、こどもを生み育てやすい環境の整備及び虐待の未然防止に努めます。
主な取組	●マタニティー＆ベビー相談の充実 ●乳幼児健康診査の充実 ●赤ちゃん訪問事業の充実 ●産後ケア事業の充実

重点施策3 保育士の確保、保育の質の向上、保育環境及び子育て支援の充実	
これまでの取組	【保育・幼児教育の量の確保・質の向上・環境改善】 保育ニーズを勘案した保育施設の整備、保育士等への研修の充実、保育現場でのＩＣＴ化の推進、保育施設への監査による質の向上の取組 【幼児期のこどもの育ちに必要な豊かな遊びと体験】 「遊びきる子ども」に必要な遊びや体験活動の充実、運動に親しむ機会の提供 【保育におけるインクルージョンの推進】 医療的ケア児や障がい児保育の実施及び各保育施設への支援 【多様な保育サービスの充実】 一時預かり、病児・病後児保育など多様な保育事業の充実
主な課題	●様々な保育ニーズに応えるための更なる保育士の確保及びスキルの向上 ●子育て支援の拠点や、特別な支援が必要なこどもへの対応に必要な、保育環境の整備の必要性
目標	保育士の確保、保育の質の向上、保育環境及び子育て支援の充実に努めます。
取組方針	●インクルーシブ保育の推進や様々な保育ニーズの柔軟な対応を図るため、保育士の確保や保育の質の向上に努めます。 ●保育士の不足や施設の老朽化等の課題に対応するため、公立保育所の統合・建て替えを進め、保育環境及び子育て支援の充実を図ります。
主な取組	●様々な関係機関等と連携した保育士確保の施策の展開 ●研修機会の充実による保育の質の向上 ●保育施設で医療的ケア児や障がい児を受け入れるための体制の構築 ●公立保育所の統合・建て替えによる保育環境や子育て支援の充実

重点施策4 幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続の推進

これまでの
取組

- オープンスクールの開催や幼保小接続カリキュラムの作成・活用
- 1年生アドバイザーの学校や保育施設等への訪問支援による小学校への円滑な接続

主な
課題

- 小1 プロブレムを解消するための幼児教育から小学校教育への円滑な接続の取組の更なる推進

目標

切れ目ない支援のため幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続を推進します。

取組
方針

- 全てのこどもが幼稚園、保育所等から小学校へスムーズに移行し、適応できるように、幼稚園、保育所等と小学校とが協力して、幼保小の円滑な連携・接続の推進を図ります。

主な
取組

- 円滑な接続を推進するためのカリキュラム等の充実
- 研修等の様々な機会を通じた幼稚園、保育所等と小学校の職員同士での相互理解の促進
- 1年生アドバイザーの保育施設等や学校への訪問での助言、サポートによる就学への円滑な移行の推進
- 全小学校でのオープンスクール（就学前の学校体験）の開催による環境変化へスムーズに対応するための支援

(2) 学童期・思春期

重点施策5 こどもの居場所の拡充

重点施策6 地域全体でこどもの育ちを支える取組の推進

これまでの取組	【基本的な生活習慣の形成】 学校における食育の推進、むし歯予防コンプリート作戦事業 【運動意欲の増進や体力づくりのための取組】 こどもを対象とした各種大会やスポーツ教室の開催、泳力向上のための取組 【多様な遊びや体験活動の充実】 米子市児童文化センター、ものづくり道場、部活動の地域移行の推進、学び・体験の機会の提供 【全てのこどもたちが安心して過ごして学ぶことのできる教育環境の充実】 児童生徒の学力向上のための取組、米子市版小中一貫教育推進事業、特別支援教育の推進の取組 【居場所づくりの充実】 児童館の運営、放課後児童健全育成事業の推進、放課後子ども教室の実施、子ども食堂への支援、米子市児童文化センター【再掲】 【地域全体でこどもの育ちを支える取組の推進】 青少年育成米子市民会議の支援、米子市少年育成センター及び少年指導委員の活動、子ども会への支援、コミュニティスクールの推進、子ども地域活動の支援、放課後子ども教室の実施【再掲】 【不登校のこどもの支援】 「教育支援センター～ぷらっとホーム～」の運営、多様な学び推進事業、スクールソーシャルワーカーによる支援
---------	---

主な課題	●天候に左右されないこどもの居場所づくりの必要性の向上 ●働きながら子育てをする家庭を支援するため、地域の方々の協力によるこどもの居場所の確保 ●スマートフォンやインターネットの普及によるこどもの健全な成長への影響 ●こどもを守り、安心・安全な環境を確保し、関係機関との連携による見守りや育成の必要性
------	---

目標	【重点施策5】 こどもの居場所の拡充に努めます。
方 取 針 組	●地域における様々なこどもの居場所の拡充に努めます。
主な取組	●放課後子ども教室や子ども食堂などの様々なこどもの居場所の拡充に向けた既存施設等の活用の推進や、待機児童の解消に向けたなかよし学級の体制整備 ●米子市児童文化センターの利用促進

目標	【重点施策6】 体験・交流活動の充実と、こどもの安全な環境の確保を図ることで、地域全体でこどもの育ちを支えます。
取組方針	●未来を担うこどもを様々な被害から守り、安心・安全な環境を確保し、健やかでたくましく生きる力を身に付けるため、家庭・学校・地域・行政が連携して、地域全体で見守り、育てる機運を醸成します。
主な取組	●米子市子ども会の活動支援 ●米子市少年育成センター及び少年指導委員の活動の推進

3 若者への支援

重点施策7 若者への就職・結婚支援	
これまでの取組	【若者の社会的・経済的自立の支援】 就職関連情報や市内の就職関連のイベント情報等の配信、就職への促進に関する取組 【出会い・結婚に関する支援】 国や県、関係団体との連携による出会いの場づくり事業等による結婚支援・出会いのサポート 【社会人としての責任の自覚や郷土への誇りと愛着の醸成】 二十歳を祝う会の開催
主な課題	●若年層の大都市圏への流出・地元企業や関係機関との連携によるUターン就職や地元定住化の促進の必要性 ●少子化を伴う米子市の人口減少・地域活力への影響の懸念
目標	就職支援や結婚支援をより一層推進し、若者の社会的な自立を支援します。
取組方針	●地元企業や国・県・学校関係者等との連携を図り、新規学卒者等の就労支援を行います。 ●国・県等と連携を図りながら、少子化対策に取り組めます。
主な取組	●企業の求人活動支援と若者の就職活動支援 ●雇用対策関係機関との連携強化による就労支援の充実 ●若者の交流の場の提供 ●他団体との連携による就職・結婚支援に関する情報発信

**重点施策8 ニーズに応じた幼児期の教育・保育の
供給量の適正確保及び子育て支援サービスの充実**

これまでの取組	【子育て当事者への経済的支援】 3歳以上等の保育料の無償化の実施、医療費の無償化、子育て世帯に対する各種助成の実施（児童手当、出産・子育て応援給付金、女性専門職資格取得助成事業）、経済的負担の軽減に関する取組 【就学に関する経済的支援】 特別支援教育就学奨励費の支給、就学援助の実施、高校生への通学費の助成 【地域子育て支援・家庭教育支援】 一時預かり、病児・病後児保育など多様な保育事業の充実（再掲）、子育て支援センターの充実、ショートステイやトワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業、伴走型相談支援の実施、家庭教育支援の充実 【仕事と家庭生活の両立支援】 家庭生活やワークライフバランスの男女共同参画に関する市民への意識啓発 【ひとり親家庭への支援】 ひとり親福祉事業、高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業、こども☆みらい塾の運営、市営住宅への優先入所枠の設定、各種手当の給付（児童扶養手当、災害遺児手当）、母子父子寡婦福祉資金貸付に係る手続の支援、養育費の確保のための支援、経済的負担の軽減に関する取組【再掲】
---------	--

主な課題	●ニーズに応じた子育て支援サービスの受け皿の整備
------	---------------------------------

目標	地域の子育てニーズに応じ、幼児期の教育・保育の供給量を適正に確保し、子育て支援事業の充実を図ります。
取組方針	●「第5章 各種施策に係る量の見込み・確保方策」の中で、各種サービスの量の見込み及び確保方策を定め、子育てニーズに対応します。
主な取組	●計画に基づいた各種サービスの提供体制の確保 ※事業ごとの具体的な量の見込み及び確保方策は、第5章に記載します。

重点施策9 個々の特性や取り巻く環境に応じた支援の充実

これまでの取組	【ヤングケアラーやひきこもりに関する支援】 こども総合相談窓口（米子市こども家庭センター）での相談支援【再掲】、総合相談支援センター「えしこに」での相談支援【再掲】 【こどもの貧困の解消に向けた対策】 こども☆みらい塾の運営【再掲】、子ども食堂等への支援【再掲】、就学援助の実施【再掲】 【病気を抱えるこども・若者、障がいのあるこども、医療的ケア児への支援】 障がい・難病のこどもやその家族の身体的・精神的負担軽減のための支援（米子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業、米子市障がい者等日常生活用具給付事業、補装具費支給事業）、障がい児福祉サービスの提供、児童発達支援センターあかしの運営、発達支援体制の強化（5歳児よなごっこ健診の実施、巡回相談）【再掲】、学校や保育施設等での医療的ケア児の受入れ体制の整備 【児童虐待防止対策・社会的養護施策の推進】 家庭児童相談室による相談支援の体制強化 【こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組】 こころの健康に関する普及啓発、米子市少年育成センター及び少年指導委員の活動【再掲】 【地域で暮らす外国人のこども・若者やその家族への支援】 様々な窓口での相談対応
主な課題	●生まれ育った環境によって将来を左右されることがなく、自分の思いを伝えることができ、未来を切り開いていけるような支援の必要性 ●こどもの発達段階や個々が持つ特性により必要となる支援の多様化
目標	全てのこどもたちが健やかに育つための環境を整えます。
取組方針	●貧困の状況にあるこどもが健やかに育つ環境の整備に向け、教育の支援、生活の支援、居場所づくりの支援、保護者への支援を総合的に推進します。 ●地域の障がいのあるこどもへの支援の中核を担えるよう取り組みます。 ●医療・保健・福祉・教育等、関係機関が連携し、こどもの特性を早期に把握し、こどもの発達にあわせた切れ目ない支援を行います。 ●こども・若者の状況や思いを的確に把握するための取組を推進します。
主な取組	●5歳児よなごっこ健診や医療機関との連携によるこどもの特性の早期把握 ●児童発達支援センターあかしやを中心とした障がいのあるこどもへの支援の展開 ●ひとり親世帯等への学習支援（こども☆みらい塾）の運営 ●子ども食堂の普及の推進 ●声を上げにくいこども・若者の気持ちを受け止める仕組みづくり

第5章 各種施策に係る量の見込み・確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定します。

本市では、市内での容易な移動が可能なことから、全体で1区域とします。

2 幼児期の教育・保育

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。本市に居住するこどもについて、「認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業所、届出保育施設の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

ア 保育の必要性の認定区分

認定区分	対 象	利用先
1号認定	こどもが満3歳以上で教育を希望する場合 (法19条1号)	・幼稚園（新制度） ・認定こども園
2号認定	こどもが満3歳以上で保育を希望する場合（保護者それぞれが保育が必要な事由に該当する場合） (法19条2号)	・保育所 ・認定こども園
3号認定	こどもが満3歳未満で保育を希望する場合（保護者それぞれが保育が必要な事由に該当する場合） (法19条3号)	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業所

イ 教育・保育およびの「量の見込み」

【教育・保育の量の見込み（ニーズ量）】

単位：人

認定区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	742	731	717	704	689
2号認定	2,780	2,713	2,650	2,583	2,522
3号認定	1,912	1,904	1,894	1,886	1,875

ウ 「教育・保育の量の見込み」の算出方法

- 【推計児童数】×【施設別・認定別就園率】を基本として算出しています。
- 【推計児童数】は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」を基に、各年度3月1日時点の推計児童数を算出しました。
- 【施設別・認定別就園率】は、本市における令和6年3月1日時点の施設別・認定別就園率の実績値を基に、女性の就業率の上昇や共働き世帯の増加などを踏まえ、必要な補正を行い、設定しました。

(2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

●設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設、地域型保育事業の別に、「確保の内容及び実施時期」を設定しました。確保方策として、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業の確保を図ります。

※届出保育施設については、本市では運営支援を行う計画がなく、確保の内容には計上できないため、確保の内容には含めず記載しています。

■教育・保育の量の見込み（ニーズ量）と確保の内容及び実施時期

単位：人

		1号	2号		3号		
			幼稚園	保育園	0歳児	1歳児	2歳児
R 7	量の見込み (…A)	742	339	2,441	444	734	734
	確保						
	の 特定教育・保育施設		1,308	2,685	396		1,470
	の 特定地域型保育事業				85		149
	内容 合計 (…B)		1,308	2,685	481		1,619
	過不足 (= B - A)		227	244	37		151
	参考 届出保育施設の利用定員			400	124		300
R 8	量の見込み (…A)	731	330	2,383	442	731	731
	確保						
	の 特定教育・保育施設		1,308	2,685	396		1,470
	の 特定地域型保育事業				85		149
	内容 合計 (…B)		1,308	2,685	481		1,619
	過不足 (= B - A)		247	302	39		157
	参考 届出保育施設の利用定員			400	124		300
R 9	量の見込み (…A)	717	323	2,327	440	727	727
	確保						
	の 特定教育・保育施設		1,314	2,677	381		1,429
	の 特定地域型保育事業				85		149
	内容 合計 (…B)		1,314	2,677	466		1,578
	過不足 (= B - A)		274	350	26		124
	参考 届出保育施設の利用定員			400	124		300
R 10	量の見込み (…A)	704	314	2,269	438	724	724
	確保						
	の 特定教育・保育施設		1,314	2,677	381		1,429
	の 特定地域型保育事業				85		149
	内容 合計 (…B)		1,314	2,677	466		1,578
	過不足 (= B - A)		296	408	28		130
	参考 届出保育施設の利用定員			400	124		300
R 11	量の見込み (…A)	689	307	2,215	435	720	720
	確保						
	の 特定教育・保育施設		1,314	2,677	381		1,429
	の 特定地域型保育事業				85		149
	内容 合計 (…B)		1,314	2,677	466		1,578
	過不足 (= B - A)		318	462	31		138
	参考 届出保育施設の利用定員			400	124		300

3 地域子ども・子育て支援事業

計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を「利用希望」や「現在の利用状況」を踏まえて設定します。

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【実績】

単位：ヶ所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数(※)	1	1	1	1	2

【量の見込み(設置数)と確保方策】

単位：ヶ所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
うち基本型	1	1	1	1	1
うち子ども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策(※)	2	2	2	2	2
うち基本型	1	1	1	1	1
うち子ども家庭センター型	1	1	1	1	1

※平成30年に、基本型として「子ども総合相談窓口」を設置し、令和6年からは、子ども家庭センター型を兼ねる形で事業を実施しています。このため、実際の設置数は1ヶ所ですが、令和6年度の設置数の欄や、確保方策の合計の欄は、内数の合計を記載しています。

- 「量の見込み」については、今後も「子ども総合相談窓口（米子市子ども家庭センター）」において、利用者支援が適切に行われる見込みであることから、これまでの実績を基に算出しました。
- 「確保方策」については、基本型及び子ども家庭センター型のいずれも、「子ども総合相談窓口（米子市子ども家庭センター）」において実施します。子どもや妊産婦、子育て家庭からの相談に対応し、各相談窓口と連携しながら支援します。

(2) 時間外保育事業

保護者の就労状況等により、通常の利用時間を延長して保育を実施します。

【実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	1,562	1,514	1,530	1,678	—

【量の見込み（利用人数）と確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,590	1,569	1,548	1,527	1,506
確保方策	1,590	1,569	1,548	1,527	1,506

- 「量の見込み」については、令和5年度の実績及び人口の推移を基に算出しました。
- 「確保方策」については、希望する方は利用できる体制にあるため、「量の見込み」と同数としました。

(3) 放課後児童健全育成事業

就労等により、昼間、保護者等が児童を保育できない家庭の小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ります。

【実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用定員	1,917	2,092	2,205	2,270	—

【量の見込み（利用児童数）と確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,199	2,134	2,069	2,003	1,937
確保方策	2,274	2,274	2,274	2,274	2,274

- 「量の見込み」については、ニーズ調査の結果を基に算出しました。
- 「確保方策」については、全市的には需要に対して十分に供給が確保できている状況であることを踏まえ、令和7年度時点で見込んでいる利用定員数と同数で推移するように設定しました。ただし、一部の校区で発生している待機児童の解消をめざし、放課後児童クラブの受入人数の拡充を図ります。

(4) 子育て短期支援事業**ア 短期入所生活援助事業（ショートステイ）**

保護者が疾病等の社会的事由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設等において児童の養育を行います。

【実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用者数	66	281	313	386	—

【量の見込み（延利用者数）と確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	900	900	900	900	900
確保方策	700	800	900	900	900

- 「量の見込み」については、利用調整できなかった件数を含めた直近の実績を基に算出しました。
- 「確保方策」については、新たに委託可能な里親を増やし、受け皿の確保を図ります。

イ 夜間養護等事業（トワイライトステイ）

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難になった場合に児童養護施設等において児童の養育を行います。

【実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用者数	14	36	70	123	—

【量の見込み（延利用者数）と確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	130	130	130	130	130
確保方策	130	130	130	130	130

- 「量の見込み」については、直近の実績を基に算出しました。
- 「確保方策」については、現状、利用希望を断るケースはほとんど無く、今後も需要に対して必要な供給が見込まれるため、「量の見込み」と同数としました。

（５） 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月頃までの乳児のいる全ての家庭を対象に訪問することにより、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握、子育てについての相談を行い、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

【実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数	1,023	1,150	1,185	1,056	—

【量の見込み（訪問数）と確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,048	1,043	1,038	1,033	1,028
確保方策	1,048	1,043	1,038	1,033	1,028

- 「量の見込み」については、出生数の推移（見込み）を基に算出しました。
- 「確保方策」については、対象世帯全戸を訪問できる体制を構築していることから、「量の見込み」と同数とします。

(6) 養育支援訪問事業

出産間もない時期や様々な要因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師、助産師、及び保育士等が定期的に訪問し、育児に関する技術指導、養育者の精神的サポートを行うことにより、養育上の諸問題の解決・軽減を図るとともに、家庭において安定した養育が可能となるよう支援します。

【実績】

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間訪問件数	603	623	546	911	—

【量の見込みと確保方策】

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	900	900	900	900	900
確保方策	900	900	900	900	900

- 「量の見込み」については、直近の実績を基に算出しました。
- 「確保方策」については、それぞれの家庭の状況に応じた訪問支援を適切に行える体制を構築していることから、「量の見込み」と同数とします。

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所（子育て支援センター）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。

【実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用者数	30,466	24,097	29,872	32,759	—

【量の見込み（設置数）と確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36,174	35,693	35,221	34,734	34,257
確保方策	33,258	33,508	33,758	34,008	34,257

- 「量の見込み」については、ニーズ調査の結果を基に算出しました。
- 「確保方策」については、令和11年度時点で「量の見込み」と同数となるように設定しました。開所日数の拡大や、未設置の地区での民間事業者への委託等による新規設置等を通じて、受け皿の確保を図ります。

(8) 一時預かり事業

ア 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、幼稚園等で一時的に預かり、必要な保護を行います。

【実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用者数	78,865	78,190	76,048	71,425	—

【量の見込み（延利用者数）と確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	66,561	65,329	64,036	62,682	61,327
確保方策	66,561	65,329	64,036	62,682	61,327

- 「量の見込み」については、令和5年度の実績及び教育・保育の量の見込みの推移を基に算出しました。
- 「確保方策」については、希望する方は利用できる状況にあるため、「量の見込み」と同数としました。

イ 保育所等での一時預かり

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行います。

【実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用者数	1,543	1,706	1,363	2,557	—

【量の見込み（延利用者数）と確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,198	4,142	4,087	4,031	3,975
確保方策	3,030	3,266	3,502	3,739	3,975

- 「量の見込み」については、ニーズ調査の結果及び人口の推移を基に算出しました。
- 「確保方策」については、令和11年度時点で「量の見込み」と同数となるように設定しました。教育・保育の量の見込みが減少傾向にあることを鑑み、一時預かり（余裕活用型）の拡大等により、受け皿の確保を図ります。

(9) 病児・病後児保育事業

病中又は病後回復期のこどもを保護者の勤務の都合により家庭での保育が困難な場合に、医療機関等に併設した施設で一時的に保育等を実施します。

【実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用者数	1,446	2,382	2,121	3,368	—

【量の見込み（延利用者数）と確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,094	5,026	4,959	4,891	4,824
確保方策	3,853	4,096	4,338	4,581	4,824

- 「量の見込み」については、ニーズ調査の結果及び人口の推移を基に算出しました。
- 「確保方策」については、令和11年度時点で「量の見込み」と同数となるように設定しました。民間事業者との協議等により、事業委託先の拡大により、受け皿の確保を図ります。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【実績】

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延活動件数	1,549	2,203	2,278	3,148	—

【量の見込み（延活動件数）と確保方策】

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,168	5,099	5,032	4,962	4,894
確保方策	3,730	4,021	4,312	4,603	4,894

- 「量の見込み」については、ニーズ調査の結果及び人口の推移を基に算出しました。
- 「確保方策」については、令和11年度時点で「量の見込み」と同数となるように設定しました。援助会員の登録拡大等により、受け皿の確保を図ります。

(11) 妊婦健診事業

妊婦の健康な保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【実績】

単位：回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延受診回数	15,183	13,949	15,305	13,691	—

【量の見込み（延受診回数）と確保方策】

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12,811	12,750	12,689	12,628	12,566
確保方策	12,811	12,750	12,689	12,628	12,566

- 「量の見込み」については、令和5年度の実績及び人口の推移を基に算出しました。
- 「確保方策」については、現状、対象者全員が受診できる体制を整えていることから、「量の見込み」と同数としました。

(12) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

【参考値】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用者数	78	172	157	763	—

【量の見込み（延べ利用者数）と確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200
確保方策	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200

- 「量の見込み」については、令和6年度の実績及び施設数の推移を基に設定しました。
- 「確保方策」については、現状、全ての対象者に対応できる体制を見込んでいることから、「量の見込み」と同数としました。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

【参考値】

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延訪問件数				41	—

●令和5年度の参考値は、令和6年1月から3月まで（3か月間）の試行事業の実績値です。

【量の見込み（延べ訪問件数と確保方策）】

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	286	312	338	364	390
確保方策	286	312	338	364	390

- 「量の見込み」については、令和5年度から試行的に事業実施を行っており、その実績を基に、対象世帯数が増加傾向にあること等を踏まえて算出しました。
- 「確保方策」については、現状、対象世帯全戸を訪問できる体制を見込んでいることから、「量の見込み」と同数としました。

（14） 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

【参考値】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童生徒数			37	46	—

【量の見込み（利用児童生徒数と確保方策）】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50	50	50	50	50
確保方策	50	50	50	50	50

- 「量の見込み」については、令和4年度から試行的に事業実施を行っており、その実績を基に算出しました。
- 「確保方策」については、現状、「教育支援センター～ぷらっとホーム～」において、利用希望があれば受け入れられる体制を整えており、利用児童生徒数が50人程度となっても受入れが可能であることから、「量の見込み」と同数としました。この事業のほか、校内サポート教室の設置などにも併せて取り組むことにより、児童生徒の個々に応じた支援の充実を図ります。

(15) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

【量の見込み（実人数）と確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	24	25	26	27	28
確保方策	24	25	26	27	28

- 「量の見込み」については、令和6年度時点での見込まれる対象者の数を基に、その数に増傾向が見込まれること等を踏まえて算出しました。
- 「確保方策」については、現状、全ての対象者に対応できる体制を見込んでいることから、「量の見込み」と同数としました。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して、面談などを行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

【参考値】

単位：回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用回数	2,215	2,386	2,275	2,121	—

【量の見込み（延利用回数）と確保方策】

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,096	2,086	2,076	2,066	2,056
確保方策	2,096	2,086	2,076	2,066	2,056

- 「量の見込み」については、出生数の推移（見込み）を基に算出しました。
- 「確保方策」については、現状、全ての対象者が利用できる体制を整えていることから、「量の見込み」と同数としました。

4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設です。

また、認定こども園は地域における子育て支援の役割を担っているため、全ての子育て家庭を対象にした子育て相談や親子の集いの場の提供等を行う観点からも、子育て支援のための地域拠点施設として、利用者の利便性の向上につながります。

本市では、幼保連携型を基本としつつ、認定こども園の普及に努め、認定こども園への移行を促進します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付を実施します。

第6章 母子保健施策の取組（第2期米子市母子保健計画 概要）

第2期米子市母子保健計画は令和5年3月に策定した計画です。
計画期間は、令和5年度から令和11年度までの7年間です。
詳しい内容は、第2期米子市母子保健計画の計画本文を参照してください。

1 計画の概要

本計画は、保護者及び乳幼児の健康の保持増進に向けた妊娠期からの切れ目のない支援体制の充実を図るために策定したものです。

米子市のこども・子育て施策に関する基本理念である「安心して子どもを生み育てられ、子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、よなご」の実現に向け、第1期計画に掲げた課題等を整理検証した結果、妊娠期からの早期支援を必要とするケースが増加していること、及び子育てに対する困り感が強いことから、第2期計画の目標を、基本目標1「すべての妊産婦が必要な支援を受け、安心、安全な出産・育児ができる」、基本目標2「困ったときに適切な支援を受け、安心して育児できるとともに、すべての子どもが健やかに育つことができる」と決めました。

2 基本目標と基本施策

基本目標1 すべての妊産婦が必要な支援を受け、安心、安全な出産・育児ができる

妊娠期からの早期支援を必要とするケースが増えていることや継続した支援のために関係機関と更なる連携の強化が必要なことにより、すべての妊産婦を対象とした切れ目のない支援と児童虐待の発生予防をめざして、基本目標1「すべての妊産婦が必要な支援を受け、安心、安全な出産・育児ができる」を掲げ、下記の施策に取り組みます。

○基本施策1-1 妊娠・出産期を安心して過ごせるよう切れ目のない支援をします

○基本施策1-2 妊娠期からの切れ目のない支援体制により児童虐待の発生を予防します

基本目標2 困ったときに適切な支援を受け、安心して育児できるとともに、すべての子どもが健やかに育つことができる

乳幼児健診等を通じて各年齢に合わせた保健指導を実施し、加えて子育ての困り感や育児負担感を把握し、支援することが必要であり、子どもの健やかな成長のために、基本目標2「困ったときに適切な支援を受け、安心して育児できるとともに、すべての子どもが健やかに育つことができる」を掲げ、下記の施策に取り組みます。

○基本施策2-1 子どもが健康で元気に過ごすことができるように支援します

○基本施策2-2 子どもの特性の早期把握及び状況に応じた適切な支援を行います

第7章 計画の推進

1 推進体制

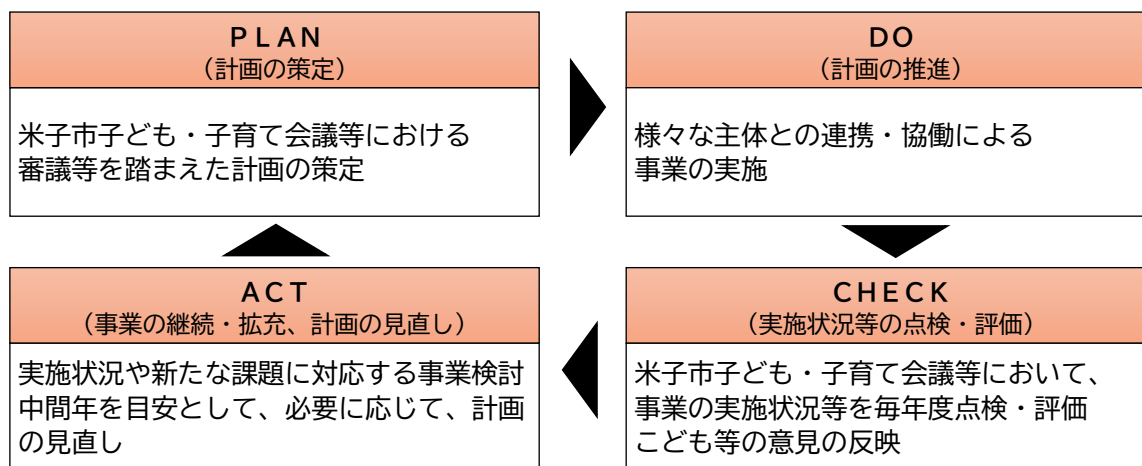
本計画の推進に当たっては、こども・若者の支援に携わる事業者、学校、関係団体及び地域住民と連携・協力し、意見を取り入れながら、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、みんなで取り組みます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、施策に的確に反映します。

2 進捗管理

計画の適切な進捗管理に当たっては、関係施策の進捗状況について、適宜点検及び評価することが必須です。取組を評価するため、毎年度点検及び評価を行うことにより、施策の改善につなげ、総合的な取組を柔軟に進めていきます。また、中間年を目安として、必要に応じて、計画の見直しを行います。

点検及び評価や計画の見直しに当たっては、米子市子ども・子育て会議等にて、意見を聴取しながら進めます。



3 こども・若者等への意見聴取

本計画の策定及び施策の推進に当たっては、こども・若者等の意思を尊重することが大切です。こども・若者等の置かれている環境や意向を踏まえながら、意見表明の機会・場所を確保し、施策に反映させるための取組を継続的に実施します。

4 国・鳥取県との連携

社会全体でこども・若者施策を効果的に進めていくため、国や鳥取県などの動向を的確に把握するとともに、一層の連携により、こども・若者施策を推進していきます。

5 こどもに関する各種施設の整備方針

(1) 公立保育所の方向性

公立保育所を統合・建て替えすることで、機能を強化し、子育て支援センターや一時預かり等の事業の実施が可能な子育て支援拠点として整備します。また、本市では、幼保連携型を基本としつつ、認定こども園の普及に努めていることから、統合・建て替え後の園については、幼保連携型認定こども園とし、幼児教育をより体系立てて実施することで、就学に向けて円滑な移行ができるよう取り組みます。また、認定こども園として子育て支援事業を実施し、地域の子育ての支援の更なる充実を図ります。

○公立保育所の建て替えに係る個別の方向性

公立保育所名	方向性	定員	経年	備考
西保育園 ねむの木保育園	建て替えによる 公立統合存続	120 58	44 53	令和9年度開園予定 医療的ケア児の 受入れの拠点施設として整備
崎津保育園 小鳩保育園	建て替えによる 公立統合存続	90 90	48 54	
あがた保育園 こたか保育園	建て替えによる 公立統合存続	90 60	43 39	
彦名保育園 富益保育園	継続して検討	90 90	45 46	
南保育園	令和10年度末 を目途に閉園	90	47	

※定員及び経年（経過年数）は、令和7年4月1日現在

公立保育所の統合・建て替えやその後の運営については、老朽化などの施設の状況等を、総合的に検討し、かつ、全市的な保育需要や民間事業者の動向、関係保護者や地元住民等関係者の意見、整備の緊急性等を勘案した上で、民営化の可能性も含め、随時柔軟な見直しを行いながら進めていくこととします。

<参考> 建て替え実施済みの公立保育所

公立保育所名	方向性	実施状況
淀江保育園 宇田川保育園	建て替えによる 公立統合存続	令和4年4月統合園（淀江どんぐりこども園）開園 よどえ子育て支援センター併設
春日保育園	米子福祉会 と統合 （巖保育園）	令和4年4月統合民営化 （米子福祉会箕蚊屋保育園 開所） みのかや子育て支援センターたんぼぼ併設
東保育園	建て替えによる 公立存続	令和7年4月存続園（東こども園）開園 子育てひろば支援センター併設

(2) こどもに関する各種施設の整備方針

こどもに関する各種施設について、利用者の安心、安全の向上のため、必要に応じて空調、照明器具、遊具及び防犯対策設備の設置及び更新、外構・プール設備・バリアフリー設備の改修、園庭の整備、トイレの洋式化や改修などを順次進めます。

また、各種施設ごとに、下記のとおり整備する方針としています。

○各種施設の整備方針

施設の種類	整備方針・計画
保育施設等	教育・保育の需給状況を勘案し、公立保育所等については、先に掲載している「(1) 公立保育所の方向性」に基づき、統合・建て替えを進めます。また、必要に応じて、修繕や補修工事を実施し、環境の充実を図ります。 民間施設については、老朽化等による改築や防犯対策、既存の幼稚園・保育所から認定こども園に移行する際に必要な設備の整備などに対し、必要に応じて、施設整備補助を実施します。
児童遊園地	危険箇所等の有無について毎年度点検し、必要に応じて遊具の修繕・塗装等を実施し、環境の充実を図ります。
児童館	必要に応じて修繕や補修工事を実施し、環境の充実を図ります。
児童発達支援センター あかしや	必要に応じて修繕や補修工事を実施し、環境の充実を図ります。また、令和10年度を目途に、施設の状況を勘案し、大規模改修等の実施の必要性について検討します。
米子市児童文化センター	必要に応じて修繕や補修工事を実施し、環境の充実を図ります。また、施設の老朽化している箇所について、状況を踏まえ、適切な時期に改修を検討・実施します。
放課後児童クラブ	なかよし学級について、学校の増改築などの大規模改修に併せて教室の確保を行います。また、必要に応じて修繕や補修工事を実施し、環境の充実を図ります。
子育て支援センター	必要に応じて修繕や補修工事を実施し、環境の充実を図ります。 また、令和6年度時点では市内7か所に設置していますが、量の見込み(第5章)に応じた必要な受け皿を確保するため、令和11年度までに新たに設置ができるよう、整備を進めます。
教育支援センター ～ぷらっとホーム～	不登校児童生徒の増加や利用児童生徒の多様化に併せて、必要に応じて修繕や補修工事を実施し、環境の充実を図ります。
小中学校	「米子市学校施設の長寿命化計画」に基づき、整備を進めます。

米子市こども計画「よなごっこ未来計画」(仮称)
～みんなでつくるこどもんなか社会～

米子市こども総本部こども政策課
〒683-0811 米子市錦町一丁目 139 番地 3 (ふれあいの里)
TEL : 0859-23-5178
FAX : 0859-23-5137
E-mail : kodomo-seisaku@city.yonago.lg.jp